全四事務所 許認可通信

http://homepage3.nifty.com/doricamu21

2015.0

【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

★建設業★

今月は担い手3法のひとつ入契法改正について

あけましておめでとうございます。

建設業者さんにとっては厳しい世の中が続きますが、今年はどんな年になるのでしょうか・・・。 また1年、難しい話からハッピーなニュースまで、いろいろお伝えしていきたいと思います。 よろしくお願いいたします。

さて、昨年末から続いている改正担い手3法シリーズ。今月は入契法です。 改正の背景は、先月の品確法と同じく、適正な入札とそれによる担い手の確保・育成。

主なポイント

Iダンピング対策の強化

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適正な活用の徹底。

Ⅱ歩切りの根絶

歩切りについて、品確法に違反する旨を明記

Ⅲ適切な契約変更の実施

追加・変更工事が必要な場合における書面による変更契約の締結や、必要な費用・工期の変更について、これを行わない場合、建設業法に違反するおそれがある旨を明記し、改めてその適切な実施。

Ⅳ社会保険等未加入業者の排除

元請業者については**競争参加資格審査等**により、下請業者については**建設業許可行政庁又は** 社会保険等担当部局への通報等により、社会保険等未加入業者の排除。

Ⅴ談合防止策の強化

予定価格作成を入札書提出後とする等、職員に対する不当な働きかけ等が発生しにくい入札契約手続きの導入を追記。



次回は、担い手3法 「建設業法」についてお伝えします。



★運送業★

あけましておめでとうございます

昨年は消費増税・改正監査方針に伴い、輸送業の経営者・管理職の 皆様は"運送業界は一体どうなってしまうのだろう・・・"と不安 に思われることも多かったのではないでしょうか。

昨今の輸送業界といえば、重大事故やひき逃げ・・・こんな暗いニュースばかりピックアップされ、イメージはあまり良いものとは言えません。





現在日本は、東日本大震災後の復興、訪日外国旅行者急増、2020 年のオリンピック・パラリンピック東京大会準備、重要な成長戦略である観光立国の推進・国際競争力強化の中にあります。建設業界と共に輸送業界は重要視されるべき業種だと思います。だからこそコンプライアン

ス重視、安全性の取り組みの積極性、ドライバー教育・・・昔はプラス α だったことが必須へと変わります。

昨年の経営戦略セミナーで"世界で戦う日本人としての自信を取り戻せ!"と今津社長がおっしゃっていました。自信を取り戻すためにも、社会的欲求(安全管理向上)を満たすことが大事と考えます。

2015 年は・・・荷主が荷待ち時間短縮の為に検討してくれれば、拘束時間短縮できます。 荷主と輸送の協力で点呼することが可能になるシステムができれば、運送会社の負担も軽減す るはずで点呼率アップは確実なものになります。拘束時間の短縮と最後の砦の運行前点呼が確 実なものになりますよね。2015 年はこんな年になればと期待します。

大韓航空のナツツ事件

車と人が資本となる業界。どうしても起きてしまう事故。しかし起きてしまったら仕方がない!事故の後どう対応するか・・・。昨年末に起きた大韓航空のナッツ事件は記憶に新しいと思います。いろんな人が働く中で、会社は起きてしまったことの**その後の対応が肝心だった**ということ。しかし、もし



も!の時には、会社の責任者に一任ではなく、対応マニュアルを作成し、会社の顔となるドライバーさんにまでそれが浸透していることで、素早く対応ができるのです。厳しい世の中、会社全体で輸送業界全体のイメージアップを!そうして若手のドライバー確保に繋がれば!輸送業界の未来は明るい!



平成 26 年度 Gマーク申請 ご報告★

牟田事務所でお手伝いさせていただいた事業者様

1 社新規 5 社更新の手続きをさせていただきました。皆様より嬉しいご報告が。昨年の美幸のクリスマスプレゼントとなりました。事業者様おめでとうございます。

今年もどうぞご安全に(^^♪

★産業廃棄物★

2015 年廃棄物処理法 見直し年

容器包装リサイクル法と家電リサイクル法、食品リサイクル法など、既に審議会で議論が進められている一方、廃棄物処理では、東日本大震災での災害廃棄物処理の経験と教訓、将来的に予想される首都直下型地震や南海トラフ地震などの巨大地震で発生する災害廃棄物対策について、「巨大地震発生時における災害廃棄物対策検討委員会」も開かれています。環境省は災害廃棄物のための新たな法制度も視野に急ピッチで課題の整理などを進められており、現在「一般廃棄物」とされている災害廃棄物の扱いなども論点になると考えられています。また廃棄物処理法については、2010年の改正から5年が経過し2015年は見直しの年を迎えます。前回の改正を評価し、課題の洗い出しなど、災害廃棄物のための新たな法制度制定と同時に進められるようです。

建設現場から廃棄物が出土したら・・・

土地の造成時に、その場所に廃棄物が埋められていた事実が発覚した場合、出土した廃棄物の 処理責任は誰にあり、誰の費用負担で廃棄物処理を行う必要があるか・・・

「建設工事によって発生(出土)した産業廃棄物である」となれば元請工事業者が処理責任を負うことになります。

しかし、元請工事業者が埋めた廃棄物ではないのに、通常の工事請負費の中から埋設廃棄物の 処分費用も負担するとなると、出土した廃棄物の量によっては、元請工事業者が赤字になることも・・・。もしかしたら、発注者が埋設廃棄物の存在を知りながら、廃棄物の処理責任を押し付けるために、埋設の事実を隠して工事を発注することもあるかもしれません。そのような 場合でも元請工事業者に廃棄物の処理責任を押し付けるのは不公平ですよね。

ではどうすれば良いか?

出土した廃棄物の処理については、元請工事業者が排出事業者とならざるを得ませんが、 廃棄物の掘り起こしの請負をしたわけではないため、「**埋設廃棄物の撤去と処分」に関する追加** (あるいは変更)契約を発注者と締結する必要があります。

そのためには、請負契約の段階で、埋設廃棄物の有無を発注者に発注書などに明示してもらう ことが不可欠と考えられます。

言うのは簡単ですが、実際には難しい問題です。契約時に埋設廃棄物の有無を教えてもらうことなんて可能なのでしょうか?もし出土したら・・・という取り決めを契約書に盛り込む?そもそも、不法投棄等による埋設廃棄物は建設廃棄物ではないと考えてしまえば、排出事業者は元請工事業者ではなく施主とも考えられます。

様々なケースがあるので一概には言えませんが・・・もし気になることがありましたらいつでもご相談ください。









住宅資金贈与、非課税 3000 万円 2016 年 10 月~

消費税再び増税…冷え込んだ住宅産業へカンフル剤!

親や祖父母から住宅購入資金援助を受けたときにかかる贈与税の非課税枠が、現在 1000 万 円から3000万円に拡大されそうです。

2017年4月に消費税が10%へ引き上げられ、また住宅需要が落ち込むのを防ぐのが目的です。

2015年1月~12月 1500万円 2016年1月~9月 1000~1200万円 2017年10月~2018年12月 3000万円 2018年以降 段階的に縮小

現在の非課税枠は、昨年末まで省エネ住宅などの 購入には1000万円までですが、今年1月からは、 1500 万円に拡大されます。再増税を見込んで駆け 込み需要が膨らみ過ぎるのを防止するために、来年 1月~9月は1000万~1200万円の水準に戻し、

来年 10 月から再来年末は 3000 万円に大幅拡大し、18 年以降は段階的に縮小されていきます。

昨年4月の8%増税の時は、半年前までに建築契約を行なえば、引 き渡しが4月以降でも5%の税率が適用されるという特例が設けられ ました。今回も同じような特例が設けられるようです。やはり来年9 月がピークになるのでしょうか。 元気になれ! 住宅業界!!!



いろいろ非課税 結婚・出産、育児も おじいちゃんから

結婚や出産、育児の費用を親、祖父母から提供してもらう際に贈与税が非課税になる新制度につ いて、資金を使い切る前に親や祖父母が死亡すれば、残額を相続税の課税対象とするようです。



すごいですね。「**トットと消費しないと課税しちゃうぞ~**」ってことでしょうか。 相続税は、今年1月から増税になります。(非課税枠が約40%ダウン)という ことで、新しい非課税制度が相続税逃れに使われるのを防止するためだそうです。

非課税となるのは、子や孫1人につき1000万円まで、20~49 歳の子や孫にお金をまとめて提供した場合が対象となります。確

かに生活の資金需要が高い年齢ですね。この制度を利用するには、信託銀行な どで専用口座を開設する必要があり、資金を引き出すときには、使い道を証明





する領収書を銀行に提出します。結婚式や新居への引越 費用、不妊治療費や保育料、子どもが小学校に入学するま での医療費など、幅広く認められるようです。

確かに、生きたお金? 生きてお金を使って頂きたいですね。世のた め、子・孫のため!(^^)!

今年もよろしくお願いいたします

今年も、明るくパワー全開で皆さまの許認可申請のお手伝いをさせていただきます。 書類以外の法律の解釈等についてもお気軽にお尋ねください。